

令和6年度埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への 奨学のための給付金（通常給付）

申請のしおり

令和6年度の特別徴収税額決定通知書等で課税額（市町村民税所得割額・道府県民税所得割額）を確認し、奨学のための給付金の申請を希望する場合は、学校が指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

授業料以外の教育費を支援する制度です。

※ 給付金の支給を希望する場合は、**申請書類の提出が必要**です。

（対象外の方は、申請書類を提出する必要はありません。）

※ 奨学金とは違い、**返還は不要**です。

この制度は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」事業により、給付金の一部を国が負担しています。

2 給付額

世帯状況	給付額（年額）
市町村民税・道府県民税所得割額非課税世帯・家計急変世帯	50,500円

お問い合わせ

次のいずれかへお問い合わせください。

① 生徒が在学している学校

② 埼玉県教育局教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-6652



埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の（１）～（３）の要件を基準日（令和６年７月１日）現在ですべて満たしている必要があります。

- （１） 国公立高校等の専攻科に入学した専攻科支援金の支給を受ける資格を有している生徒（以下「生徒」という。）がいる世帯
- （２） 市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）の世帯（家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）に相当する世帯*を含む。）
- （３） 生計維持者が埼玉県内に住所を有している世帯

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 生計維持者が令和６年１月１日時点で海外在住で、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません（家計急変世帯を除く。）
- 生計維持者が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

* 「家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が０円（非課税）に相当する世帯」とは、生計維持者それぞれの年収見込額が下表の基準額を下回る世帯をいいます。令和６年度の市町村民税・道府県民税所得割の合算が０円（非課税）ではないが、家計が急変する事態があり、生計維持者それぞれの年収見込額が下表の基準額を下回る世帯をいいます。令和６年度課税証明書等にて、市町村民・道府県民税所得割の合算が０円（非課税）であれば、非課税世帯として申請してください

世帯構成*	年収基準額	所得基準額
1人世帯（本人のみ）	1,000,000 円	450,000 円
2人世帯	<u>2,044,000 円</u>	1,350,000 円
3人世帯	<u>2,216,000 円</u>	1,470,000 円
4人世帯	<u>2,716,000 円</u>	1,820,000 円
5人世帯	<u>3,216,000 円</u>	2,170,000 円
6人世帯	<u>3,704,000 円</u>	2,520,000 円

←左表の基準額の年収とは、会社員の場合は給与収入を指します。自営業者の場合は、収入から必要経費を差し引いた所得金額を指します。

*** 世帯人数 = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族**

例) 父親が母親と子2人を扶養している世帯の場合

父親：4人世帯（本人+母親+子2人）の欄に当てはめる

母親：1人世帯（誰も扶養していないので「1人世帯（本人のみ）」の欄に当てはめる

4 必要な手続き

(1) 申請方法

下表「(2) 申請書類」に書かれているもののうち、必要な書類を学校が指定する日までに、学校へ提出してください。

- ※ 申請書類の提出期限は各学校によって異なります。
提出期限について、詳しくは生徒が在学している学校にお問い合わせください。
- ※ 学校が指定する日に提出が間に合わない場合は、事前に学校へご相談ください。
- ※ 埼玉県内の国公立高校及び千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校以外に在学している場合は、埼玉県教育局へ直接ご提出ください。

(2) 申請書類 (○：必ず必要、△：必要な世帯もある、－：不要)

生徒が通っている学校	家庭の状況	申請書	振込口座届	扶養誓約書	在学証明書	個人番号貼付台紙	家計状況確認書類	個人対象要件証明書
埼玉県内の 県立高校	R6 非課税世帯	○	○	－	－	△	－	－
	家計急変世帯	○	○	△	－	△	○	－
埼玉県外の 国公立高校	R6 非課税世帯	○	○	－	○	△	－	○
	家計急変世帯	○	○	△	○	△	○	○

詳しくは次ページの御自身が該当する世帯を確認してください。

- ・令和6年度 非課税世帯の方：3ページから4ページを確認
- ・家計急変世帯の方：5ページから6ページを確認

令和6年度 非課税世帯の方が提出するもの

全員必要

① 申請書「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書」

※ 記入の方法については、各世帯別の「記入例」（9～10ページ）を参照してください。

全員必要

② 振込口座届（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）

※ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付**してください。

※ 生徒本人もしくは生計維持者の口座を指定してください。

※ 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

専攻科支援金申請で提出していない方のみ要提出

③ 個人番号カード（写）等貼付台紙

➤ 「個人番号貼付台紙」に生計維持者の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。

※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額を確認できなかった際は、後日課税証明書等の提出をお願いすることがあります。**確定申告等の税の申告を行っていない場合、税額を確認できない場合があります。また、申告をしないと課税証明書が発行されない場合があります。**

※ 生計維持者が持参又は郵送する場合は、次のページを参照してください。

埼玉県外の方のみ 要提出

④ 生徒本人の在学証明書

※ 埼玉県外の高等学校等の専攻科に在学している場合のみ。

ただし、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の学校に在学し、該当県教育委員会を経由して申請する場合は省略できます。

埼玉県外の方のみ 要提出

⑤ 個人対象要件証明書

※ 埼玉県外の高等学校等の専攻科に在学している場合のみ。

ただし、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の学校に在学し、該当県教育委員会を経由して申請する場合は省略できます。

※ 様式は17ページを参照してください。

<生計維持者等が個人番号カード（写）等貼付台紙を直接、持参又は郵送する場合は>

マイナンバーカード（写）等の提出に当たり、別途、下表の身元確認書類の提示・提出が必要です。

持参の場合は、提出の際に、身元確認ができる書類を提示してください。

郵送の場合は、身元確認ができる書類の写しを申請書と併せて提出してください。

※ 生徒が学校に持参・提出する場合は、身元確認ができる書類は不要です。

<個人番号の利用目的>

マイナンバー（個人番号）は、国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の審査（市町村民税所得割額、道府県民税所得割額及び生業扶助受給の有無の確認）に使用します。

また、埼玉県内の県立高校の専攻科に在学している場合は、次の申請をする際にも、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 高等学校等専攻科支援金の支給申請
- ・ 高等学校の授業料及び入学料の減免申請

	生計維持者の身元確認ができる書類 ※ 生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>顔写真付身分証明書（次の①～⑤の書類から1点）</p> <p>※有効期限内であるものに限る</p> <p>① 運転免許証又は運転経歴証明書</p> <p>② 旅券（パスポート）</p> <p>③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</p> <p>④ 在留カード、特別永住者証明書</p> <p>⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 <p>例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等</p> <p>※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>

家計急変世帯の方が提出するもの

(令和6年度の市町村民税・道府県民税所得割の合算が0円(非課税)ではない世帯が対象)

全員必要

① 申請書「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書」

※ 記入の方法については、各世帯別の「記入例」(11～12ページ)を参照してください。

全員必要

② 振込口座届 (様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」)

※ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付**してください。

※ 生徒本人もしくは生計維持者の口座を指定してください。

※ 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

③ 令和6年度 課税証明書等

全員必要

※ 生計維持者全員分の令和6年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類(以下a～cのいずれか)を御提出ください。

提出書類(いずれか1つ)	取得方法
a 令和6年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和6年度 特別徴収税額決定(変更)通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和6年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【書類を提出する上での注意事項】

■ 課税証明書等については、原則生計維持者(親権者)全員分が必要です。

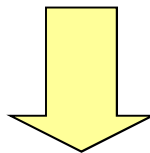
控除対象配偶者分の省略はできません。(例:父母がいる場合は父と母の両方分)

※ 家庭の事情によりやむを得ず、生計維持者(親権者)の課税証明書等の提出が困難な場合は、在籍する学校へ相談してください。

■ 課税証明書の写しを提出する場合は、**氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割**が記載された部分の写しを取るようになしてください。

■ **確定申告等の税の申告を行っていない場合、課税証明書が発行されない場合があります。**

必ず申告を済ませ、証明書の発行を受けた上で、ご提出ください。



次ページに続く

全員必要

④ 生計維持者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

※ 生計維持者**全員**について、以下の書類（a～cのいずれか）を御提出ください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近3か月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払（見込）証明書（14ページ参照） ➤ 事業所得証明書（15ページ参照） 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 離職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 診断書 ➤ 雇用保険受給資格者証 等 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書
c	世帯状況の変化 離別・死別 R6.1.1以降に発生したものに限定	① 離別・死別を証明する書類 及び ② 家計急変後の収入を証明する書類	① 離別・死別を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 死亡診断書 等 ➤ 書類の提出が困難な場合 ⇒ 離別死別した時期を学校担当者にお知らせください。（様式任意） 及び ② 家計急変後の収入を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。（上記 a 参照）

課税証明書で現在の扶養親族の人数を証明できない場合のみ 要提出

⑤ 扶養親族全員分を記載した扶養誓約書

⑥ 生徒本人の在学証明書

埼玉県外の方のみ 要提出

※ 埼玉県外の高等学校専攻科等に在学している場合のみ。

ただし、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県の学校に在学し、該当県教育委員会を經由して申請する場合は省略できます。

5 給付（振込）先

様式第5号「給付金振込口座届」で指定した口座に振り込みます。

「給付金振込口座届」の提出がない場合は給付金を支給することができません。

- ※ 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。
「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

6 給付時期

令和6年10月末以降に、申請時に指定した口座に振り込みます。

ただし、提出が遅れた場合や、提出書類に不備があり、新たに書類が必要な場合等、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。

申請と給付の時期についてはページ下部の図を参考にしてください。

家計急変世帯の給付額について

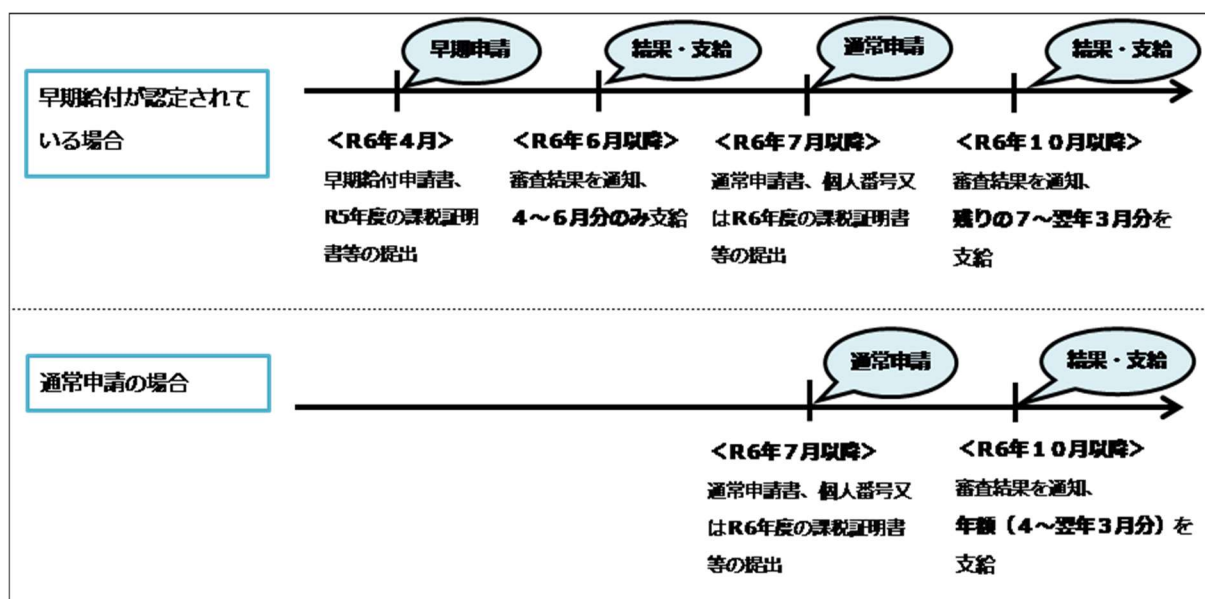
- ※ 家計急変の発生時期及び申請の時期によって、給付金額が異なります。
 - ・ 6月までに家計急変が発生し、期限までに申請した場合……年額を給付
 - ・ 7月以降に家計急変の場合……申請翌月以降の月数に応じて算定した額を給付

早期給付申請（令和6年度新入生のみ）との関連について

- ※ 早期給付が認定となった方は、既に年額の1/4の額が給付されています。（または給付予定です。）

このため、通常給付では、年額から既に給付されている分（または給付予定分）を差し引いた額（年額の3/4）が給付されます。

- ※ 早期給付が不認定となった方も、通常給付を申請できます。
通常給付が認定となる場合、年額が給付されます。



質問 1 マイナンバーカードを持っていません。

通知カードの写しを「貼付台紙」に貼り付けて提出してください。

通知カードをお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出してください。住民票は、生計維持者の住民票のみ提出してください。

住民票の写しを提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

※ 氏名、住所等が現在と異なる通知カードは提出いただけません。

※ 生徒本人等、生計維持者以外のマイナンバーが住民票に記載された場合は、生計維持者以外のマイナンバーを判別できないように黒塗りした上で提出してください。

質問 2 マイナンバーカード（写）の代わりに課税証明書の提出でもいいですか。

マイナンバーカード（写）の代わりに市町村役場発行の令和 6 年度課税証明書や特別徴収税額決定通知書、納税通知書（写）を提出することも可能です。

課税証明書等を提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

質問 3 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額とは何ですか。

個人住民税の一部です。税額を確認したい場合は、特別徴収税額決定通知書や納税通知書をご確認ください。税額がご不明な場合は、お住まいの市町村役場までご相談ください。

質問 4 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

自営業のため給与明細がありません、どうしたら良いですか。

給与明細等の収入を証明する書類がない場合は、毎月の収入と支出の状況を証明する「事業所得証明書」（15 ページ参照）の提出をお願いします。

学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

質問 5 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

給与明細ももらえない月がありました。何を提出したら良いですか。

給与等の支払いがない旨の証明として「給与支払証明書」（14 ページ参照）の提出をお願いします。

学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

原則、3 か月分の給与支払額の証明を受けるようお願いします。

質問 6 「生計維持者」とは具体的に誰を指しますか。

生徒に父母がいる場合は父母。

父母がいない場合に主に他の者によって生計が維持されている場合はその者。

いずれでもない場合は生徒本人となります。

【記入例①表面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円（非課税）世帯

様式第1号（第5条）

基準日
令和 6年 7月 1日

①「令和6年7月1日」以降の日付を記入。

(宛先)
埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書 【通常申請用】

②申請区分にチェックを必ず入れる。 全員記入

③生計維持者の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に、
○専攻科に通っていたことがある場合
→「ある」を選択し、必要事項を記入。
○専攻科に通っていない場合
→「ない」を選択。

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

学校受付欄

※この欄は学校が使用します。

1 該当する申請

非課税世帯として申請する。

家計急変世帯として申請する。

2 埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。 全員記入

生計維持者①	住所	〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
	連絡先	自宅	048-830-6652
生計維持者②	フリガナ	クラワ タロウ	専攻科生徒との関係 ★ (該当するものに○をする)
	氏名	浦和 太郎	父母(父) 母) ・主たる生計維持者 生徒本人
生計維持者③	フリガナ	クラワ ハナコ	専攻科生徒との関係 ★ (該当するものに○をする)
	氏名	浦和 花子	父母(父) 母)

3 対象となる専攻科生について記入してください。 全員記入

フリガナ	クラワ イチロウ		生徒生年月日	昭和 平成 17年 4月 2日	
生徒氏名	浦和 一郎		学校の種類課程	全日制 定時制 通信制 専攻科	
在学する学校	名称	埼玉県 立 〇〇高等学校		学年・組・出席番号	1年 1組 1番
	所在地	埼玉 都道府県 さいたま 市区町村 浦和区高砂3-15-1	在学期間	令和6年 4月 8日～ 年月日	
過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数	
過去に高等学校等の専攻科を卒業・退学・転学等したことがある	立	立	日・定時・通信・その他()	なし 1回 2回 3回 4回 不明	
	立	立	日・定時・通信・その他()	なし 1回 2回 3回 4回 不明	

4 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 全員記入

この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書の内容を確認してチェックを必ず入れる。は埼玉県の求めに従いその金額を即時返還します。

この申請書の対象となる専攻科生は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の専攻科生を除く))の支弁対象ではありません。

非課税世帯の方は裏面5へ、家計急変世帯の方は裏面6へ

【記入例①裏面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円（非課税）世帯

⑤ 非課税世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。 **非課税世帯**

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	(対象専攻科生が埼玉県内にある県立高校又は市立高校に在学している場合のみ選択可) 生計維持者全員分の課税証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。 ※英学のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
②	<input type="checkbox"/>	父母2名分 ①～⑤のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。 ※原則、生計維持者2名分の書類が必要。
③	<input type="checkbox"/>	父母1名分 ・離婚、死 ・父母が存 ・父母が存 ※①は、生徒が埼玉県内にある県立・市立高校の専攻科に在学しており、 就学支援金の申請において、生計維持者全員分のマイナンバーカード(写)等を提出している場合のみ選択可
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計 ・父母が存在しない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合、等

→ **非課税世帯の方は記入完了**

→ **家計急変世帯の方は⑥へ**

⑥ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 **家計急変世帯**
(生計維持者全員分必要です。)

生計維持者①	<input type="checkbox"/>	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類
	<input type="checkbox"/>	給与・所得の減少のため	課税証明書等・健康保険証 + 給与明細等・事業所得証明書
	<input type="checkbox"/>	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	無職となったことを証明する書類
生計維持者②	<input type="checkbox"/>	給与・所得の減少のため	課税証明書等・健康保険証 + 給与明細等・事業所得証明書
	<input type="checkbox"/>	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	無職となったことを証明する書類
	<input type="checkbox"/>	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	その他(生計維持者の死亡や離別等を証明する書類等)

※ 書類の名前を記入してください。

非課税世帯はこの欄の記入は不要。

【記入例②表面】
家計急変世帯

様式第1号(第5条) 基準日

(宛先)
埼玉県教育委員会

埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書 **【通常申請用】**

①「令和6年7月1日」以降の日付を記入。 令和 6年 7月 1日

②申請区分にチェックを必ず入れる。 **全員記入**

③生計維持者の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。 学校受付欄

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

⑤生徒が現在、在学している専攻科以外に、
○専攻科に通っていたことがある場合
→「ある」を選択し、必要事項を記入。
○専攻科に通っていたことがない場合
→「ない」を選択。

⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。

⑦対象となる専攻科生について記入してください。 **全員記入**

⑧ 次の4点を確認の上、☑を付けてください。 **全員記入**

この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
この申請は、⑥内容を確認してチェックを必ず入れる。は埼玉県の求めに従いその金額を即時返還します。
この申請の対象となる専攻科生は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の専攻科生を除く))の支弁対象ではありません。

非課税世帯の方は裏面⑤へ、家計急変世帯の方は裏面⑥へ

【記入例②裏面】

家計急変世帯

⑤ 非課税世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。 非課税世帯

家計急変世帯はこの欄の記入は不要。等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	生計維持者全員の課税証明書等を高等学校等就学支援金の手続きで提出しているため省略する。 ※奨学のための給付金資格認定のために利用することに同意する。
②	<input type="checkbox"/>	父母2名分
③	<input type="checkbox"/>	父母1名分
		・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 (DV、養育放棄、児童虐待)等
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している旨(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合、等

非課税世帯の方は記入完了

家計急変世帯の方は⑥へ

⑥ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 家計急変世帯
(生計維持者全員分必要です。)

生計維持者①	理由	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	直近の収入を証明する書類
		給与・所得の減少のため	課税証明書等、健康保険証	+
生計維持者②	離職・破産のため	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	無職となったことを証明する書類
		課税証明書等、健康保険証	+	離職票、雇用保険受給資格者証、その他
		扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	その他(生計維持者の死亡や離別等を証明する書類等)
生計維持者③	死別・離別のため	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	() ※ 書類の名前を記入してください。
		課税証明書等、健康保険証	+	
		扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	直近の収入を証明する書類
生計維持者④	給与・所得の減少のため	課税証明書等、健康保険証	+	給与明細等、事業所得証明書
		扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	無職となったことを証明する書類
		課税証明書等、健康保険証	+	離職票、雇用保険受給資格者証、その他
生計維持者⑤	死別・離別のため	扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	その他(生計維持者の死亡や離別等を証明する書類等)
		課税証明書等、健康保険証	+	
		扶養親族の人数を証明する書類(必須)	+	離別・死別等を理由に申請する方も、 収入がある場合は直近の収入を証明する書類 を提出してください。 ※ 書類の名称を記入してください。

⑦ 該当する項目にチェックを入れる。

個人番号カード

【記入例】
県立高校用
個人番号カード（写）等貼付台紙

申請日現在の住所を記入してください。

埼玉県立埼玉高等学校	<input checked="" type="radio"/> 全日制 <input type="radio"/> 定時制 <input type="radio"/> 通信制	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 1
------------	--	--

フリガナ	姓	うらわ	名	いちろう	〒	330-9301
氏名	浦和 一郎		住所		埼玉 さいたま 浦和区高砂3-15-1	
生年月日	昭和	17	年	4	月	2
	平成					

フリガナ	姓	うらわ	名	たろう		
氏名	浦和 太郎		住所			
生年月日	昭和	54	年	6		月
	平成					
生徒との続柄	父母(父・母) その他()					
住所	〒					

フリガナ	姓	名	日
<p>申請日現在の住所と、令和6年1月1日現在の住所が異なる場合は、こちらに令和6年1月1日現在の住所を記入してください。</p>			
住所	〒		

保護者等の
個人番号カード、又は個人番号カード通知カード
写し貼付欄

個人番号カードの場合
個人番号が記載されている面(裏面)を上にして
貼り付けてください。

注) 個人番号カード、個人番号通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と合わせて提出願います。
 上記保護者のみが記載された住民票等にしてください(生徒本人等、保護者以外の個人番号は載せない)。

以下、学校記入欄

学校受付日

学校コード				生徒コード			

※学校コード、生徒コードは埼玉県内の県立高校のみ記入。

①給与支払日以降の日付を記入。

令和6年7月3日

給与支払証明書

1 ②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名

浦和 太郎

住所
所在地

埼玉県

さいたま市浦和区高砂3-15-1

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。

(令和2年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。

④給与支払の実績を記入。

給与支払日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備考
令和6年4月21日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和6年5月21日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和6年6月21日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂●-●●-●

電話番号

048 (830) ●●●●

事業所名称

さいたま株式会社

事業主氏名

代表取締役 大宮 花子

①記入日を書く。

(記入日)

令和6年7月10日

事業所得証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名

浦和 太郎

住所
所在地

埼玉県

さいたま市浦和区高砂3-15-1

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

③直近の収入及び支出の状況を記入。

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)

※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後3か月の実績額は必須)

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所得(①-②)	備考
令和5年	7月	150,000円	90,000円	60,000円	
	8月	0円	80,000円	-80,000円	入院のため休業
	9月	0円	0円	0円	入院のため休業
	10月	280,000円	100,000円	180,000円	
	11月	230,000円	100,000円	130,000円	
	12月	250,000円	130,000円	120,000円	
令和6年	1月	170,000円	90,000円	80,000円	
	2月	130,000円	80,000円	50,000円	
	3月	130,000円	90,000円	40,000円	
	4月	170,000円	90,000円	80,000円	
	5月	160,000円	70,000円	90,000円	
	6月	150,000円	70,000円	80,000円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主による証明を記入してください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

様式第5号（第5条）

申請者全員が必ず提出してください。

※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
※ 申請後に、口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

(宛先)
埼玉県教育委員会

令和 年 月 日

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届

申請者(生計維持者等)氏名 _____

〔支給対象高校生等氏名 _____
支給対象高校生等在籍校名 _____〕

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名				支店名				
口座番号	普通預金							
口座名義	フリガナ							
	名前							

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（生計維持者等）本人の名義とすること。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付すること。
- 3 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いてあるページ）の写しを添付してください。

奨学のための給付金申請者のうち、
埼玉県外の高校等の専攻科に在学している生徒は、
 この様式で証明を受けてください。

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

下記の者は、令和6年7月1日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	[ふりがな]			
	姓		名	
学校名 課程・学科等名			学 年	

（該当する方に✓をすること）

- 以下のア～ウのいずれかに該当します。（ア～ウのうち該当するものに○を付すこと）
- 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者

ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。

--

令 和 年 月 日

高等学校専攻科

学校長